


令和6年度版
山口県医療機能情報報告 調査票記入の手引き



目次

1. 管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	- 1 -
1. (1) 基本情報	- 1 -
◇ 基本情報	- 1 -
◇ 医療機関の名称	- 2 -
◇ 医療機関の開設者	- 2 -
◇ 医療機関の管理者	- 2 -
◇ 医療機関の所在地	- 2 -
◇ 医療機関の案内用の電話番号及びFAX番号	- 2 -
◇ 診療科目別の詳細 基本となる診療時間 基本となる外来受付時間	- 3 -
◇ 診療科目別の詳細 (3) 休診日	- 3 -
◇ 病床種別及び届出又は許可病床数	- 3 -
1. (1) 基本情報 (診療科目)	- 3 -
◇ 診療科目別の詳細 (1) 標榜科目として届出している診療科目	- 3 -
1. (1) 基本情報 (診療科目) 詳細	- 3 -
◇ 診療科目別の詳細 (1) 標榜科目として届出している診療科目	- 3 -
1. (1) 基本情報 (診療科目) 診療時間	- 4 -
◇ 診療科目別の詳細 (2) 診療科目毎の診療日・診察時間・外来受付】	- 4 -
1. (2) 病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等	- 4 -
◇ 医療機関までの主な利用交通手段】	- 4 -
◇ 医療機関の駐車場	- 4 -
◇ 案内用ホームページアドレス	- 4 -
◇ 案内用電子メールアドレス	- 4 -
◇ 予約診療の有無	- 4 -
◇ 時間外における対応	- 5 -
◇ 面会の日及び時間帯	- 5 -
◇ 助産所の業務形態	- 5 -
1. (3) 院内サービス・アメニティ	- 6 -
◇ 院内処方の有無	- 6 -
◇ 外国人の患者の受入れ体制 (1) 対応することができる外国語の種類	- 6 -
◇ 外国人の患者の受入れ体制 (2) 多言語音声翻訳機器を利用した対応	- 6 -
◇ 障害者に対するサービス内容	- 6 -
◇ 車椅子利用者に対するサービス内容	- 6 -
◇ 受動喫煙を防止するための措置	- 6 -
◇ 医療に関する相談員の配置の有無及び人数	- 7 -
◇ 入院食の提供方法	- 7 -
◇ 病院内の売店又は食堂 (外来者が使用するものに限る。) の有無	- 7 -
1. (3) 院内サービス・アメニティ (外国人の患者の受入れ体制)	- 7 -
◇ 外国人の患者の受入れ体制 (1) 対応することができる外国語の種類	- 7 -
1. (3) 院内サービス・アメニティ (外国人の患者の受入れ体制) 詳細	- 7 -
◇ 外国人の患者の受入れ体制 (1) 対応することができる外国語の種類	- 7 -
1. (4) 費用負担等	- 7 -
◇ 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の医療機関の種類	- 7 -
◇ 選定療養 (1) 「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額差額ベッドを有している場合は、ベッド数及び料金	- 8 -
◇ 選定療養 (2) その他の選定療養費	- 8 -
◇ 選定療養 (3) 入院保証金	- 8 -
◇ 治験の実施の有無及び契約件数	- 8 -
◇ 電子決済による料金の支払いの可否 (1) 電子決済サービスの有無	- 8 -
◇ 電子決済による料金の支払いの可否 (2) 対応可能な決済サービス	- 8 -

◇ 電子決済による料金の支払いの可否（３）決済サービス名称	8
◇ 家族付き添い室の有無	8
◇ 妊産婦等に対する相談又は指導	8
◇ 先進医療の実施の有無及び内容	9
1. (4) 費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）	9
◇ 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	9
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項	13
2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス	13
◇ 対応することができる短期滞在手術（４泊５日までの手術）	13
◇ 専門外来の有無及び内容	14
◇ オンライン診療実施の有無及びその内容	14
◇ マイナンバーカードの保険証利用により取得した診療情報を活用した診療の実施の有無	14
◇ 電子処方箋の発行の可否	14
◇ 健康診査及び健康相談の実施（１）健康診査・健康相談の実施	14
◇ 健康診査及び健康相談の実施（２）人間ドックの検査可能項目	14
◇ 対応することができる予防接種	14
◇ 対応することができる介護サービス（①施設サービス）	14
◇ 対応することができる介護サービス（②居宅介護支援）	15
◇ 対応することができる介護サービス（③居宅サービス）	15
◇ 対応することができる介護サービス（④地域密着型サービス）	16
◇ 対応することができる介護サービス（⑤介護予防支援）	17
◇ 対応することができる介護サービス（⑥介護予防サービス）	18
◇ 対応することができる介護サービス（⑦介護予防地域密着型サービス）	18
◇ 対応することができる介護サービス（⑧その他）	19
◇ セカンド・オピニオンに関する状況	19
◇ 地域医療連携体制（１）医療連携体制に関する窓口の設置の有無	19
◇ 地域医療連携体制（２）地域連携クリティカルパスの有無	20
◇ 地域医療連携体制（３）かかりつけ医機能	20
◇ 地域医療連携体制（４）産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無	20
◇ 地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口の設置の有無	21
2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（専門性資格）	21
◇ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項	21
2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（専門性資格）詳細	21
◇ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項	21
2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（保有する施設設備）	21
◇ 保有する施設設備	21
2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（保有する施設設備）詳細	22
2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（併設している介護施設）	22
◇ 併設している介護施設	22
2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）	25
◇ 対応することができる疾患・治療内容	25
2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（疾患・治療）詳細	35
2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（専門外来の有無及び内容）	36
◇ 専門外来の有無及び内容	36
2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（専門外来の有無及び内容）詳細	36
◇ 専門外来の有無及び内容	36
2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）	36
◇ 健康診査及び健康相談の実施（１）健康診査・健康相談の実施	36
2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）詳細	37

◇ 健康診査及び健康相談の実施（1）健康診査・健康相談の実施	37
2.（1）診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査・健康相談の実施）人間ドック	37
◇ 健康診査及び健康相談の実施（2）人間ドックの検査可能項目	37
2.（1）診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる予防接種）	37
◇ 対応することができる予防接種	37
2.（1）診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる予防接種）詳細	37
◇ 対応することができる予防接種	37
2.（1）診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）	37
◇ 対応することができる在宅医療 ①在宅医療	37
◇ 対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導	37
◇ 対応することができる在宅医療 ③診療内容	37
◇ 対応することができる在宅医療 ④他施設との連携	37
3. 医療の実績、結果に関する事項	37
3. 医療の実績、結果に関する事項	37
◇ 看護師の配置状況	37
◇ 法令上の義務以外の医療安全対策（1）医療安全についての相談窓口の設置の有無	37
◇ 法令上の義務以外の医療安全対策（2）医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別	38
◇ 法令上の義務以外の医療安全対策（3）医療安全管理部門の設置	38
◇ 法令上の義務以外の医療安全対策（4）医療事故情報収集等事業への参加	38
◇ 法令上の義務以外の医療安全対策 医療事故調査制度に関する研修	38
◇ 法令上の義務以外の医療安全対策 他の病院又は診療所についての医療安全対策に関する評価の実施及び当該医療機関についての医療安全対策に関する他の病院又は診療所からの評価の受審の有無	38
◇ 法令上の義務以外の院内感染対策（1）院内感染対策担当者の配置	38
◇ 法令上の義務以外の院内感染対策（2）院内感染対策部門の設置	38
◇ 法令上の義務以外の院内感染対策（3）厚生労働省院内感染対策サーベイランス（JANIS）への参加の有無	38
◇ 法令上の義務以外の院内感染対策	39
◇ 入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無	39
◇ 診療情報管理体制	39
◇ 情報開示に関する窓口の有無	39
◇ 症例検討体制	39
◇ 治療結果情報	39
◇ 患者数	39
◇ 平均在院日数	40
◇ 分娩取扱数	40
◇ 患者満足度の調査	40
◇ 公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無	40
◇ 医療の評価機関による認定の有無	40
3. 医療の実績、結果に関する事項（病院・診療所・歯科診療所・助産所の人員配置）	40
◇ 医療機関の人員配置	40
3. 医療の実績、結果に関する事項（病院・診療所・歯科診療所・助産所の人員配置）詳細	41
◇ 医療機関の人員配置	41
4. その他	41
4. 難病	41
◇ 対応可能な指定難病	41

山口県医療機能情報報告 調査票記入の手引き

令和6年度版

※ 医療機関ごとに、構成や項目名、回答が必要な項目が異なります。項目名に続けて報告対象の医療機関区分を記載していますので、回答にあたっては、医療機関区分と内容をご確認ください。

…【病院 ⇒ 病、診療所 ⇒ 診、歯科診療所 ⇒ 歯、助産所 ⇒ 助】

※ 書面による報告の場合、一部項目選択ではなく、コード記入となりますので、調査票に記載されたコードを選択し回答欄に記入してください。（例：0：無し、1：有りから選択し記入等）

1. 管理・運営・サービス・アメニティに関する事項

1. (1) 基本情報

◇ 基本情報 …【病、診、歯、助】（紙の調査票の場合は、項目はありません。）

● 保健所コード

G-MIS 管理上の項目であり、入力不要な項目です。

● 二次医療圏コード

G-MIS 管理上の項目であり、入力不要な項目です。

● 救急告示医療機関

自医療機関が救急病院等を定める省令に基づき、都道府県知事が認定した医療機関に該当するかを選択してください。

● 開設日

医療機関が開設した日付を記載してください。

● 休止日

対象となる医療機関において休業期間を設定する場合の休業・休止を開始する（した）日付を記載してください。

休止しない場合は、記入不要です。

● 廃止日

対象となる医療機関において営業廃止する（した）日付を記載してください。

廃止をする予定がない場合、記入不要です。

● 再開日

休止日を記入しており、営業を再開する日付が決まっている場合に記載してください。

◇ 連絡担当者 …【病、診、歯、助】

連絡担当者の項目に記入された情報は、報告書の記入内容を確認する場合などにおいて利用するもので、一般に公表は行いません。

また、ご記入いただいた情報については、適切に管理し、この目的以外には使用しません。

● 記入日

報告書の最終記入日を記入してください。

● 記入者氏名及び記入者フリガナ

ご担当者の氏名を記入してください。

● 役職名及び所属

ご担当者の役職名及び所属を記入してください。（特に定めがなければ省略されてかまいません。）

● 連絡先電話番号及び内線

連絡先の電話番号を記入してください。また、内線があれば内線番号を記入してください。

● 連絡先ファクシミリ番号

連絡先のFAX番号を記入してください。

● 電子メールアドレス

電子メールでの対応ができる場合は、貴所で管理されている電子メールアドレスを記入してください。ただし、携帯電話のメールアドレスは記入しないでください。

● 外来区分

一般の方向けの外来を行う場合には「1：一般」を記入してください。

「9：その他一般外来を行わない」を記入した場合、全国統一システム 医療情報ネット（ナビイ）の住民・患者向け機能には表示されず、検索結果として表示されることはありません。

◇ 医療機関の名称 …【病、診、歯、助】

● 正式名称及びフリガナ

開設許可証や開設届と同じ正式な名称を記載してください。

(例) イリョウホウジン ○○カイ ○○ビョウイン

医療法人 ○○会 ○○病院

なお、フリガナは、カタカナで記載してください。

● 略称及びフリガナ

外部に対して簡略化して使用されている名称で、組織名称等を除いた名称を記入してください。

● 英語表記（ローマ字表記）

各語の1文字目は大文字で、2文字目以降は小文字で記入してください。

各語の間は空白1文字を空けてください。

(例) Marumaru Hospitl (英語表記)

Marumaru Byoin (ローマ字表記)

● 携帯電話案内用略称

電話番号案内において、略称が登録されている場合に記載してください。

◇ 医療機関の開設者 …【病、診、歯、助】

● 開設者名及びフリガナ

医療機関の開設・経営の責任主体。

医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た情報と一致させて記載してください。

● 開設者種別

該当する開設者種別番号を選択して記入してください。

◇ 医療機関の管理者 …【病、診、歯、助】

● 管理者名及びフリガナ

管理者の氏名を記入してください。

◇ 医療機関の所在地 …【病、診、歯、助】

● 郵便番号

郵便番号を7桁で記入してください。

● 所在地及びフリガナ

都道府県名を含めてビル名、部屋番号まで正確に記入してください。

データベースの管理の都合上、所在地の「字」表記は省略してください。

(例) ヤマク`チシタキマチ1-1

山口市滝町1-1

● 英語表記

各語の1文字目は大文字で、2文字目以降は小文字で記入してください。

各語の間は、カンマ(,)か空白1文字で区切ってください。

市は「-shi」、郡は「-gun」、町は「-cho」「-machi」としても差し支えありません。

(例) 1-1 Taki-machi, Yamaguchi-city

● 所在地座標（緯度、経度）、市区町村コード

「地図表示」ボタンをクリックし地図上で所在地の登録を行うと自動的に表示されます。

◇ 医療機関の案内用の電話番号及びFAX番号 …【病、診、歯、助】

● 案内用電話番号及び夜間・休日案内用電話番号

電話番号を記入してください。（代表番号又は受付電話番号）

● **案内用ファクシミリ番号**

ファクシミリ番号を記入してください。

ファクシミリ番号の公表を希望されない場合は記入不要です。

● **夜間・休日の電話対応が可能な時間帯**

休日案内用電話番号がある場合は、対応が可能な時間帯を24時間表記で記載してください。

◇ **診療科目別の詳細 基本となる診療時間 基本となる外来受付時間 …【病、診、歯、助】**

● **基本となる診療時間**

開始時間と終了時間を24時間表記で記入してください。時間帯がわかる場合は、それぞれ3つまで記入することができます。

※「助産所」は「就業時間」となりますが、上記に準じて記入してください。

● **基本となる外来受付時間**

開始時間と終了時間を24時間表記で記入してください。時間帯がわかる場合は、それぞれ3つまで記入することができます。

基本となる外来受付時間を設定していない場合には、基本となる診療時間と同じ時間帯を記入してください。（省略された場合は、同様と見なします。）

● **外来特記事項**

外来患者さんへのお知らせなどを記入してください。

◇ **診療科目別の詳細（3）休診日 …【病、診、歯、助】**

● **毎週決まった曜日に休診**

各曜日について、診療もしくは休診を選択してください。

● **決まった週に休診（定期週）**

週ごと（第1週～第5週）の各曜日について、診療もしくは休診を選択してください。

● **祝日に休診**

祝日の診療もしくは休診を選択してください。

● **その他の休診日**

ゴールデンウィーク、お盆、年末年始など、休診日の具体的な日付を記入してください。

※「助産所」は「就業」「休業」となりますが、上記に準じて記入してください。

◇ **病床種別及び届出又は許可病床数 …【病、診】**

病床種別ごとに、医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た総病床数及び病床種別病床数を記載してください。

1. (1) 基本情報（診療科目）

◇ **診療科目別の詳細（1） 標榜科目として届出している診療科目 …【病、診、歯】**

届出を行っているすべての診療科目について、各項目の有無又は可否を記入してください。

なお、届出のない診療科目については選択不要です。

● **診療科目**

標榜している診療科目に該当する診療科目名を選択してください。

一致するものがない場合には、読替が可能な最も近い診療科目名を選択してください。

読替が困難な場合には、「その他（〇〇系）」又は「その他」を選択し、診療科目名を記載してください。

※「その他（〇〇系）」又は「その他」は、診療科目での医療機関検索の対象外になります。

1. (1) 基本情報（診療科目）詳細

◇ **診療科目別の詳細（1） 標榜科目として届出している診療科目 …【病、診、歯】**

● **初診時予約の実施有無**

初診時予約実施の有無を選択してください。

- **再診時予約の実施有無**
再診時予約実施の有無を選択してください。
- **予約外の診察可否**
予約外の診察の有無を選択してください。
- **外来診察の対応可否**
外来診察の対応の可否を選択してください。
- **入院患者の受入可否**
入院患者の受入の可否を選択してください。
- **女性医師による外来診察の可否**
女性医師による外来診察の可否を選択してください。

1. (1) 基本情報（診療科目）診療時間

◇ 診療科目別の詳細（2） 診療科目毎の診療日・診察時間・外来受付 …【病、診、歯、助】

基本情報（診療科目）で選択した各診療科目について、曜日ごとの診療時間帯及び外来受付時間帯を記入してください。なお、外来受付時間について特に定めのない場合は、「基本となる診療時間」と同じ時間を記載してください。

※「助産所」は「就業時間1」～「就業時間3」及び「外来受付時間1」～「外来受付時間3」について、上記に準じて記入してください。

1. (2) 病院・診療所・歯科診療所へのアクセス等

◇ 医療機関までの主な利用交通手段 …【病、診、歯、助】

医療機関の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から医療機関までの主な交通手段、所要時間等を記入してください。

● 最寄りの駅の路線名、駅名、所要時間

最寄り駅の路線名、駅名と、最寄り駅から医療機関までの徒歩による所要時間を記載してください。

● バスによる医療機関までの経路

バスの行き先、下車バス停名、バス停から医療機関までの徒歩等の所要時間を記載してください。

経路が複数ある場合は、3つまで記載できます。

(例) 県庁方面行き「県庁前」バス停下車 徒歩5分

◇ 医療機関の駐車場 …【病、診、歯、助】

敷地内及び隣接地（概ね徒歩5分圏内）の駐車場の有無を選択してください。

また、「有り」を選択した場合、駐車可能な普通乗用車等の台数を有料・無料ごとに記載してください。

駐車場について特筆すべき内容がある場合は、特記事項欄に記入してください。

◇ 案内用ホームページアドレス …【病、診、歯、助】

県民や患者さんが閲覧可能なホームページがあれば、そのURLを記入してください。

◇ 案内用電子メールアドレス …【病、診、歯、助】

県民や患者さんが連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスがあれば、そのアドレスを記入してください。

※全国統一システム 医療情報ネット（ナビイ）で公開されます。

◇ 予約診療の有無

● 予約診療の有無（診療科目全般） …【病、診、歯】

予約診療の有無を選択してください。

● 予約診療の実施状況（実施の診療科目） …【病、診、歯】

予約診療を一部の診療科目で実施しているのか、すべての診療科目で実施しているのかを選

択してください。

- **予約診療の有無（診療科目全般） …【病、診、歯】**
予約診療を初診・再診で実施しているのか、再診のみで実施しているのかを選択してください。
- **予約診療に関する特記事項 …【病、診、歯、助】**
特筆すべき内容がある場合は、特記事項欄に記入してください。
- **初診時予約の実施 …【助】**
初診時の予約診療の有無を選択してください。
- **再診時予約の実施 …【助】**
再診時の予約診療の有無を選択してください。
- **完全予約（予約外は診察不可） …【助】**
完全予約制の有無を選択してください。
- **予約用電話番号・ファクシミリ番号・フリーダイヤル・ホームページアドレス …【歯、助】**
予約用の電話番号・ファクシミリ番号・フリーダイヤル・ホームページアドレスがある場合は記入してください。

◇ **時間外における対応 …【病、診、助】**

時間外における各対応の可否を選択してください。

終日の対応 (就業時間外の対応)	病院、診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療が可能
医療機関における緊急時の連絡先への連絡による対応	休日及び夜間を含む診療時間外に対応できる電話番号などの連絡先を患者に対して公開していることにより、患者が病院等に連絡をとれる体制を整えていること
連携する医療機関への電話の転送	休日及び夜間を含む診療時間外に患者を紹介するなど連携している病院等に患者からの電話を転送し、患者からの電話対応を行っていること

※「助産所」は就業時間外における対応の可否のみとなります。

◇ **面会の日及び時間帯 …【病、診、助】**

- **入院の可否 …【病、診】**
家族や介助者が患者に付き添って入院することの可否を選択してください。
- **面会区分 …【病、診、助】**
面会を実施していない場合は「0」を、面会時間に指定がある場合は「1」を、面会時間に指定がない場合は「2」を選択してください。
- **面会時間区分 …【病、診、助】**
面会時間がすべての曜日で同じ場合は「1」を、曜日ごとに異なる場合は「2」を選択してください。
また、曜日ごとの面会時間について、開始時間と終了時間を 24 時間表記で記入してください。時間帯がわかる場合は、それぞれ3つまで記入することができます。
- **面会に関する特記事項 …【病、診】**
特筆すべき内容がある場合は、特記事項欄に記入してください。
- **特記事項（主な利用交通手段）**
特筆すべき内容がある場合は、特記事項欄に記入してください。

◇ **助産所の業務形態 …【助】**

- **助産所内における業務の実施**
助産所内における業務の実施の有無を選択してください。
- **出張による業務の実施**
出張による業務の実施を選択してください。

● **入院による分娩の実施**

入院による分娩の実施を選択してください。

● **出張による分娩の実施**

出張による分娩の実施を選択してください。

1. (3) 院内サービス・アメニティ

◇ **院内処方の有無 …【病、診、歯】**

院内処方及び院外処方の有無を選択してください。

◇ **外国人の患者の受入れ体制（１）対応することができる外国語の種類 …【病、診、歯、助】**

外国語対応に関する特記事項があれば、記入してください。

なお、対応可能な外国語は「(3) 院内サービス・アメニティ（外国人の患者の受入れ体制）」で選択します。

◇ **外国人の患者の受入れ体制（２）多言語音声翻訳機器を利用した対応 …【病、診、歯、助】**

多言語音声翻訳機器を利用した対応の可否を選択してください。

◇ **障害者に対するサービス内容 …【病、診、歯、助】**

各項目について、配慮の可否（有無）を選択してください。

なお、各項目の配慮の定義は、以下のとおりです。

聴覚障害者への配慮 (手話による対応)	手話による対応により、聴覚障害者への利便性に資する措置がとられていること
聴覚障害者への配慮 (施設内情報の表示)	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより聴覚障害者の利便性に資する措置が取られていること
聴覚障害者への配慮 (筆談など文字による対応)	筆談など文字による対応により、聴覚障害者への利便性に資する措置がとられていること
視覚障害者への配慮 (施設内案内等音声表示対応)	音声による情報の伝達により、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
視覚障害者への配慮 (施設内点字ブロック設置)	施設内点字ブロックの設置により、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
視覚障害者への配慮 (点字による診療内容等表示対応)	点字による診療内容等の表示により、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること

◇ **車椅子利用者に対するサービス内容 …【病、診、歯、助】**

各項目について、配慮の有無を選択してください。

なお、各項目の配慮の定義は、以下のとおりです。

車椅子利用者への配慮 (施設のバリアフリー化の実施)	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
車椅子利用者への配慮 (車椅子等利用者用駐車施設の有無)	案内表示や表面への国際シンボルマークの塗装等の見えやすい方法で、車椅子等利用者用の駐車施設である旨を表示された駐車施設であること。
車椅子利用者への配慮 (多機能トイレの設置)	車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能であるトイレを設置していること。

◇ **受動喫煙を防止するための措置 …【病、診、歯、助】**

各項目について、実施の有無を選択してください。

施設内における全面禁煙の実施	施設内の屋内外全ての場所を禁煙としていること。2の特定屋外禁煙場所を備えている場合は該当しない。
健康増進法第28条第13号に規定する特定屋外禁煙場所の設置	施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙防止のための必要な措置等がとられた上で、喫煙することができる場所として区画された場所を備えていること。

◇ 医療に関する相談員の配置の有無及び人数 …【病、診、歯】

医療に関する相談員の配置の有無を選択してください。

また、配置している場合は、医療ソーシャルワーカー等の配置人数を記入してください。

なお、相談員には非常勤も含め、人数は常勤換算してください。（常勤換算：小数点第2位以下を切捨て、小数点第1位まで表記。）

◇ 入院食の提供方法 …【病】

● 適時及び適温による食事の提供

入院食における適時及び適温による食事の提供の有無を選択してください。

● 病床外での食事可能

入院中における病床外での食事の可否について選択してください。

● 選択可能な入院食の提供

選択可能な入院食の提供の有無を選択してください。

◇ 病院内の売店又は食堂（外来者が使用するものに限る。）の有無 …【病】

● 院内売店の設置

院内の売店の有無を選択してください。

● 外来者用食堂の設置

院内の外来者用食堂の設置の有無を選択してください。

1. (3) 院内サービス・アメニティ（外国人の患者の受入れ体制）

◇ 外国人の患者の受入れ体制（1）対応することができる外国語の種類 …【病、診、歯、助】

対応することができる外国語の種類を全て選択してください。

1. (3) 院内サービス・アメニティ（外国人の患者の受入れ体制）詳細

◇ 外国人の患者の受入れ体制（1）対応することができる外国語の種類 …【病、診、歯、助】

院内サービス・アメニティ（外国人の患者の受入れ体制）で選択した外国語毎に選択・記入してください。

● 対応可能な曜日区分

対応可能な曜日が「診療科目・診療日と同じ」場合には「1」を、一部の曜日のみ可能な場合は「2」を選択してください。

また、「2」を選択した場合、さらに対応可能な曜日を選択してください。

● 対応可能な時間帯区分

対応可能な時間帯が「診療科目・診療日・診療時間と同じ」場合には「1」を、「限られた時間帯のみ可能」な場合は「2」を選択してください。

また、「2」を選択した場合、対応可能な時間帯を、24時間単位で開始時間と終了時間に分けて入力してください。

● 特記事項

特筆すべき内容がある場合は、特記事項欄に記入してください。

1. (4) 費用負担等

◇ 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の医療機関の種類 …【病、診、歯、助】

保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の医療機関の種類に関する特記事項があれば、記入してください。

なお、対保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の医療機関の種類は（4）費用負担等（保

険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類) で選択します。

◇ **選定療養(1)「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額差額ベッドを有している場合は、ベッド数及び料金 …【病、診】**

室料差額量が発生する病床数及び金額を部屋毎に記入してください。

差額ベッド数に1以上の数字を記入した場合は、必ず差額料(税込み)を記入してください。

複数の価格設定がある場合は、複数入力ください。

※(例) 7,000円、5,500円、4,500円

◇ **選定療養(2) その他の選定療養費 …【病、診】**

● 「予約に基づく診察」に係る特別料金の徴収有無

「予約に基づく診察」に係る特別料金の徴収有無を選択し、「有り」の場合、特別料金の徴収額(消費税込)を入力してください。

なお、金額について区分等がある場合には最低額を記入してください。

● 「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別料金の徴収有無

「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別料金の徴収有無を選択し、「有り」の場合、特別料金の徴収額(消費税込)を入力してください。

なお、金額について区分等がある場合には最低額を記入してください。

◇ **選定療養(3) 入院保証金 …【病、診】**

入院保証金の金額を記入してください。

請求金額の〇割という決め方をしている場合は、概ねの金額でかまいません。

◇ **治験の実施の有無及び契約件数 …【病、診】**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する治験の有無を選択してください。

治験の実施有無が「有り」の場合、前年度の治験実施に係る契約件数を記入してください。

◇ **電子決済による料金の支払いの可否(1) 電子決済サービスの有無 …【病、診、歯、助】**

電子決済サービスごとの支払いでの利用可否を選択してください。

◇ **電子決済による料金の支払いの可否(2) 対応可能な決済サービス …【病、診、歯、助】**

「電子決済による料金の支払いの可否(1) 電子決済サービスの有無」が「可能」の場合、電子決済サービスごとの対応可否について、選択してください。

◇ **電子決済による料金の支払いの可否(3) 決済サービス名称 …【病、診、歯、助】**

「電子決済による料金の支払いの可否(2) 対応可能な決済サービス」で「可能」を選択した決済サービスの具体的な電子決済サービスごとの対応状況について、該当するコードを記入してください。

選択肢以外に対応可能な決済サービスがある場合は、「それ以外で可能な決済サービス」欄に記入してください。

◇ **家族付き添い室の有無 …【助】**

出産等に際して、付添者が待機できる部屋の有無を選択してください。

◇ **妊産婦等に対する相談又は指導 …【助】**

● 周産期相談

母体・胎児や新生児の生命に関わるリスクが発生する可能性が高い妊娠22週から出生後7日未満までの期間(周産期)に関する相談対応の可否を選択してください。

● 母乳育児相談、その他の育児相談も含む

産後における授乳指導や乳腺炎への対応など、母乳育児に関する相談対応の可否を選択して

ください。

● 栄養相談

母乳や人工乳、離乳食など、乳幼児の食生活や栄養に関する相談対応の可否を選択してください。

● 家族計画指導（受胎調節実地指導を含む。）

家庭の事情を考慮して、子どもの数や有無、間隔に関して計画を立てることや適切な性生活について指導を行うこと。

避妊によって妊娠、出産を計画的に調節することを受胎調節といい、認定をうけた者が、厚生労働大臣が指定する避妊用の器具を用いて受胎調節の実地指導の対応可否を選択してください。

● 女性の健康相談

妊娠・出産・子育てをはじめとした、女性に起こりうる、心身の健康問題に関する相談対応の可否を選択してください。

● 訪問相談又は訪問指導

妊産婦や新生児のケア・サポートを目的に、訪問による相談対応や育児指導などの対応の可否を選択してください。（思春期の保健対策と健康教育に関する訪問相談・指導についても含む）

◇ 先進医療の実施の有無及び内容 …【病】

健康保険法（大正11年法律第70号）により厚生労働大臣の定める評価療養のうち、先進医療の実施の有無を選択してください。

また、実施している場合は先進医療名を記入してください。

1. (4) 費用負担等（保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類）

◇ 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類 …【病、診、歯、助】

機関の説明については、下記を参照してください。

保険医療機関	健康保険法（大正11年法律第70号）により指定を受けた医療機関
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関	保険医療機関以外の医療機関
労災保険指定医療機関	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関
指定自立支援医療機関（更生医療）	障害者総合支援法（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（更生医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
指定自立支援医療機関（育成医療）	障害者総合支援法（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（育成医療）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
指定自立支援医療機関（精神通院医療）	障害者総合支援法（平成17年法律第123号）により、自立支援医療（精神通院医療）を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関
身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）により、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として

律第123号)に基づく指定病院又は応急入院指定病院	指定を受けた精神科病院、応急入院を行うことが認められる精神科病院として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院
精神保健指定医の配置されている医療機関	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関
生活保護法指定医療機関(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく指定医療機関を含む。)	生活保護法（昭和25年法律第144号）により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関
医療保護施設(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。)	生活保護法（昭和25年法律第144号）により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設
結核指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関
指定養育医療機関	母子保健法（昭和40年法律第141号）により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う機関として、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市長が指定する医療機関
指定療育機関	児童福祉法（昭和22年法律第164号）により、結核にかかっている児童に対し、医療に係る療育の給付を行う機関として都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市長が指定する医療機関
指定小児慢性特定疾病医療機関	児童福祉法（昭和22年法律第164号）により、小児慢性特定疾病医療費が支給される小児慢性特定疾病医療支援を行う機関として、都道府県知事が指定する医療機関
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく指定医療機関	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される都道府県が指定する医療機関
戦傷病者特別援護法指定医療機関	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）により、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関
原子爆弾被害者指定医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
原子爆弾被害者一般疾病医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関
特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により、同法で定める感染症の患者の入院を担当する医療機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する病院 【特定感染症指定医療機関】 新感染症、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感

	<p>染症の患者の入院を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定する病院。</p> <p>【第一種感染症指定医療機関】 一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として、都道府県知事が指定する病院。</p> <p>【第二種感染症指定医療機関】 二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として、都道府県知事が指定する病院。</p>
公害医療機関	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により、指定疾病についての療養の給付を担当する医療機関
母体保護法指定医の配置されている医療機関	母体保護法（昭和23年法律第156号）により、都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定を受けた医師を配置している医療機関
特定機能病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認する病院
臨床研究中核病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、特定臨床研究を行う病院で一定の要件を満たすものとして、厚生労働大臣が個別に承認する病院
地域医療支援病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県知事が個別に承認する病院
災害拠点病院	「災害拠点病院整備事業の実施について（平成8年5月10日付健政発第435号）」により、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うための拠点病院として、都道府県が要請する病院
へき地医療拠点病院	「へき地保健医療対策事業について（平成13年5月16日付医政発第529号）」により、へき地診療所等の代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院として、都道府県が指定する病院
小児救急医療拠点病院	「救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付医発第692号）」により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整え、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れる、入院を要する小児救急医療を担う医療機関として、都道府県が要請する病院
救命救急センター	「救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付医発第692号）」により、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が要請する病院
臨床研修病院	医師法（昭和23年法律第201号）により、臨床研修病院の指定の基準を満たす病院として、厚生労働大臣が指定した病院
単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設	歯科医師法（昭和23年法律第202号）により、臨床研修施設の指定の基準を満たす診療所として、厚生労働大臣が指定した施設のうち、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に定める単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設
特定行為研修指定研修機関	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により、看護師が行う特定行為に係る特定行為研修を行う機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
臨床修練病院等	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）」により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床修練を行うに適切な体制にあると

	認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院又は診療所
臨床教授等病院	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により、外国医師が医療に関する知識及び技能の教授又は医学もしくは歯科医学の研究を行うため、高度かつ専門的な医療を提供する病院として、厚生労働大臣が指定する病院
がん診療連携拠点病院等	「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成30年7月31日付健発第0731001号）により、がん診療連携拠点病院又は特定領域がん診療連携拠点病院若しくは地域がん診療拠点病院として、厚生労働大臣が指定した病院
がんゲノム医療中核拠点病院等	「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」（平成29年12月25日付健発1225003号）により、がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関として、厚生労働大臣が指定したがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療中核拠点病院と連携する病院として指定されたがんゲノム医療連携病院
小児がん拠点病院	「小児がん拠点病院等の整備について」（平成30年7月31日付健発第0731002号）により、地域における小児がん医療及び支援を提供する中心施設として、また、AYA世代にあるがん患者に対しても適切に医療及び支援及び提供する施設として、厚生労働大臣が指定した病院
エイズ治療拠点病院	「エイズ治療の拠点病院の整備について（平成5年健医発第825号）」により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
肝疾患診療連携拠点病院	「肝疾患診療体制の整備について（平成19年健発第0419001号）」により、地域における肝疾患診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
特定疾患治療研究事業委託医療機関	「特定疾患治療研究事業について（昭和48年衛発第242号）」により、特定疾患の治療研究事業を行うに相当として都道府県が契約した医療機関
在宅療養支援診療所	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た診療所
在宅療養支援歯科診療所	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、在宅等における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出たもの
在宅療養支援病院	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する病院であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た病院
在宅療養後方支援病院	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、在宅において療養を行っている患者を緊急時に受け入れる病院であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た病院
DPC対象病院	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第138号）」別表の診断群分類点数表に基づいて、診断群分類ごとに診療報酬の包括払いを受ける病院として、厚生労働大臣が指定する病院

無料低額診療事業実施医療機関	社会福祉法（昭和26年法律第45号）により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関
総合周産期母子医療センター	「周産期医療体制整備指針」（平成22年1月26日付医政発0126第1号の別添2）により、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷等）を有する母体に対応することができる医療施設として、都道府県が指定したもの
地域周産期母子医療センター	「周産期医療体制整備指針」（平成22年1月26日付医政発0126第1号の別添2）により、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設として、都道府県が認定したもの
不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第0823001号）により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたか否かに関わらず、強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害を受けた、被害に遭ってから1～2週間程度の急性期の被害者を対象として、必要な支援を提供できる関係機関・団体等に関する情報提供などの支援を行う医療機関
都道府県アレルギー疾患医療拠点病院	「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」（平成29年7月28日付健発0728001号）により、地域におけるアレルギー疾患医療の拠点として都道府県が選定した病院
外国人の患者を受け入れる拠点的な医療機関	「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」（平成31年3月26日付け医政総発0326第3号、観参第800号）により、外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関として都道府県が選出した医療機関
紹介受診重点病院	「外来機能報告等に関するガイドライン」（令和4年4月1日付け医政発0401第27号別添5）により、医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関として都道府県が公表した病院
紹介受診重点診療所	「外来機能報告等に関するガイドライン」（令和4年4月1日付医政発0401第27号別添5）により、医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関として都道府県が公表した診療所

2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項

2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス

◇ 対応することができる短期滞在手術（4泊5日までの手術） …【病、診】

短期滞在手術について、対応の可否を選択してください。

※当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているものに限る。

◇ 専門外来の有無及び内容 …【病、診、歯】

● 専門外来の有無及び内容

専門外来の有無を選択してください。

● 専門外来数

専門外来が「有り」の場合、専門外来数を記入してください。

● 特記事項

「専門外来」が記述されている場合、予約の必要性、実施している曜日、受付開始時間、受付終了時間を設定してください。

◇ オンライン診療実施の有無及びその内容 …【病、診】

● オンライン診療実施の有無

オンライン診療の有無を選択してください。

なお、ここでいうオンライン診療とは医療法及び関連するガイドライン等を遵守しているものに限ります。

● オンライン診療実施の内容

オンライン診療を「有り」とした場合、診療内容（対象者や疾患等）を記入してください。

◇ マイナンバーカードの保険証利用により取得した診療情報を活用した診療の実施の有無 …【病、診、歯】

マイナンバーカードの保険証利用により、本人の同意の下、診療情報を取得・活用した診療の実施の有無を選択してください。

◇ 電子処方箋の発行の可否 …【病、診、歯】

電子処方箋管理サービスの運用について」（令和4年10月28日付け薬生発1028第1号、医政発1028第1号、保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長、医政局長、保険局長通知）に準拠した電子処方箋の発行の可否を選択してください。

◇ 健康診査及び健康相談の実施（1）健康診査・健康相談の実施 …【病、診、歯】

健康診査（健康診断）・健康相談（医療法に基づき、広告が可能なものに限る。）を実施している場合、予約の要否、実施している曜日、受付時間（24時間表記とし、時間帯が分かれる場合は2つまで記入できます。）及び必要に応じて特記事項を記入してください。

◇ 健康診査及び健康相談の実施（2）人間ドックの検査可能項目 …【病、診】

人間ドック受付全般における条件や制約事項等を記載してください。

◇ 対応することができる予防接種 …【病、診】

各予防接種について、実施している予約の要否、実施している曜日、受付時間（24時間表記とし、時間帯が分かれる場合は2つまで記入できます。）及び必要に応じて特記事項を記入してください。

◇ 対応することができる介護サービス（①施設サービス） …【病、診】

項目ごとに、介護サービスの可否を選択してください。

なお、介護サービスの定義等は以下の表を参照してください。

介護福祉施設サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
介護保険施設サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

介護療養施設サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。
介護医療院サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

◇ 対応することができる介護サービス（②居宅介護支援） …【病、診】

項目ごとに、介護サービスの可否を選択してください。

なお、介護サービスの定義等は以下の表を参照してください。

居宅介護支援	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（居宅サービス計画）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行うことをいう。
--------	--

◇ 対応することができる介護サービス（③居宅サービス） …【病、診】

項目ごとに、介護サービスの可否を選択してください。

なお、介護サービスの定義等は以下の表を参照してください。

訪問介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護者であって、居宅（老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。）において介護を受けるもの（居宅要介護者）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの（夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。）をいう。
訪問入浴介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
訪問看護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
訪問リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
居宅療養管理指導	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。
通所介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事

	等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。
通所リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
短期入所生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人短期入所施設等に短期入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
短期入所療養介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
特定施設入居者生活介護（指定を受けている有料老人ホーム等において可）	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
福祉用具貸与	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。）のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
特定福祉用具販売	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつ用に供するものその他厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。

◇ 対応することができる介護サービス（④地域密着型サービス） …【病、診】

項目ごとに、項目ごとに、介護サービスの可否を選択してください。

なお、介護サービスの定義等は以下の表を参照してください。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<p>介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について、次のいずれかに該当するサービスをいう。</p> <p>①定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をするとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。</p> <p>ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、病状が安定期にあり、居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により療養上の世話又は診療の補助を要すると主治の医師が認めた居宅要介護者についてのものに限る。</p> <p>②定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいうこと。</p>
夜間対応型訪問介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その

	者の居宅において介護福祉士等その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。
地域密着型通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと。
認知症対応型通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
小規模多機能型居宅介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービス等の拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
認知症対応型共同生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
地域密着型特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する有料老人ホーム等であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(介護専用型特定施設)のうち、その入居定員が29人以下であるもの(地域密着型特定施設)に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
複合型サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要介護者について、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスをいう。

◇ 対応することができる介護サービス(⑤介護予防支援) …【病、診】

項目ごとに、項目ごとに、介護サービスの可否を選択してください。

なお、介護サービスの定義等は以下の表を参照してください。

介護予防支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を受け、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うものをいう。
--------	---

◇ 対応することができる介護サービス（⑥介護予防サービス） …【病、診】

項目ごとに、項目ごとに、介護サービスの可否を選択してください。

なお、介護サービスの定義等は以下の表を参照してください。

介護予防訪問入浴介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
介護予防訪問看護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
介護予防訪問リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
介護予防居宅療養管理指導	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養上の管理及び指導をいう。
介護予防通所リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
介護予防短期入所生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）で定める老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
介護予防短期入所療養介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下に行われる介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことをいう。
介護予防特定施設入居者生活介護（指定を受けている有料老人ホーム等において可）	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する特定施設（介護専用型特定施設を除く。）に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
介護予防福祉用具貸与	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
特定介護予防福祉用具販売	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつ用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。

◇ 対応することができる介護サービス（⑦介護予防地域密着型サービス） …【病、診】

項目ごとに、介護サービスの可否を選択してください。

なお、介護サービスの定義等は以下の表を参照してください。

介護予防認知症対応型通所	居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目
--------------	----------------------------------

介護	的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うこと

◇ 対応することができる介護サービス (⑧その他) …【病、診】

項目ごとに、介護サービスの可否を選択してください。

なお、介護サービスの定義等は以下の表を参照してください。

第一号訪問事業	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う。
第一号通所事業	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う。

◇ セカンド・オピニオンに関する状況 …【病、診】

● セカンド・オピニオンのための診療に関する情報提供

診療報酬点数表に基づき、診療に関する情報の提供状況の有無を選択してください。

なお、診療情報を提供しているとは、「主治医がセカンド・オピニオンを求める患者又はその家族からの申し出に基づき、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報等、他の医師が当該患者の診療方針について助言を行うために必要かつ適切な情報を添付した診療状況を示す文書を患者又はその家族に提供すること」を言います。

● セカンド・オピニオンのための診察

患者がセカンド・オピニオンを求めて受診した場合、そのための診察の実施の有無を選択してください。

● セカンド・オピニオン料金

「セカンド・オピニオンのための診察の有無」が「1:有り」の場合、セカンド・オピニオン料金(消費税込み)を設定してください。

通貨単位(円)まで入力することとし、面談時間等により複数の価格設定がある場合は、複数入力ください。

(例) 30分以内: 33,000円。30分を超える場合: 15分毎に11,000円を加算(延長は最大90分まで)

◇ 地域医療連携体制(1) 医療連携体制に関する窓口の設置の有無 …【病】

「地域医療連携室」など、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための窓口の設置の有無を選択してください。

また、窓口を設置している場合、担当者名・電話番号・FAX番号・メールアドレスを記入して

ください。

◇ **地域医療連携体制（２）地域連携クリティカルパスの有無 …【病、診】**

退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画の有無を選択してください。

「有り」を選択した場合は、地域連携クリティカルパスの対象を選択してください。

◇ **地域医療連携体制（３）かかりつけ医機能 …【病、診】**

各機能について、対応の有無を記入してください。

なお、各機能の定義等は以下の表を参照してください。

日常的な医学管理と重症化予防	日常行う診療においては、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供しているかどうか。 提供している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
地域の医療機関等との連携	自己の診療時間外も患者にとって最善の医療が継続されるよう、地域の医師、医療機関等と必要な情報を共有し、お互いに協力して休日や夜間も患者に対応できる体制を構築しているかどうか。 構築している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
在宅療養支援、介護等との連携	日常行う診療のほかに、地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行っているかどうか。 行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
適切かつわかりやすい情報の提供	患者や家族に対して医療に関する適切かつわかりやすい情報の提供を行っているかどうか。 行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
地域包括診療料の届出	主治医機能を持った中小病院及び診療所の医師が、複数の慢性疾患（高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の４疾病のうち、２つ以上）を有する患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
小児かかりつけ診療料の届出	小児のかかりつけ医として、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
機能強化加算の届出	外来医療における適切な役割分担を図り、よりの確で質の高い診療機能を評価する観点から、かかりつけ医機能を有する医療機関における初診を評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
地域包括診療加算の届出（かかりつけ医に関するもの）	主治医機能を持った診療所の医師が、複数の慢性疾患（高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の４疾病のうち、２つ以上）を有する患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの

◇ **地域医療連携体制（４）産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無 …【病、診、歯】**

産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無について選択してください。

なお、産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療とは以下の①～④をすべて満たすものとします。

- ① 妊産婦や妊娠を希望する患者への診療や薬の説明の際には、例えば、国立成育医療研究センター「妊娠と薬情報センター」の情報等を活用すること等により、必要な情報収集を行ったうえで文書を用いて説明していること、
- ② 母子健康手帳について、医学的な必要性を考慮したうえで、確認していること。ただし、患者の希望やプライバシーへも配慮した対応をしていること、
- ③ 妊産婦の産婦人科の主治医に対し当該妊産婦の情報を診療情報提供書等で共有すること等により、産婦人科の主治医と連携していること、
- ④ 以下の内容を含む妊産婦の特性を勘案した診療を実施している、産婦人科（産科）以外の診療科の医師を配置していること。
 - ・妊娠前後及び産後の生理的変化と検査値異常
 - ・妊娠している者の診察時の留意点
 - ・妊娠している者に頻度の高い合併症や診断が困難な疾患
 - ・妊娠している者に対する画像検査（エックス線撮影やコンピューター断層撮影）の可否の判断
 - ・胎児への影響に配慮した薬剤の選択

◇ **地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口の設置の有無…【病、診】**

退院後の相談窓口として、病院等以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供している事業所又は施設との連携についての窓口の設置の有無を選択してください。

なお、「有り」を選択した場合、電話番号、ファクシミリ番号を入力してください。

2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（専門性資格）

◇ **医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項**

自医療機関に、当該専門性資格を有する医療従事者が在籍している場合に、該当する資格をすべて選択してください。（在籍していない資格にはチェックを入れ不要です）

本専門性資格にチェックを入れた場合、医療情報ネットのキーワード検索で、資格に係る語句がヒットするようになります（例：「整形外科専門医 公益財団法人日本整形外科学会」にチェックを入れた場合、「整形外科」で検索するとヒットするようになる）

2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（専門性資格）詳細

◇ **医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項**

「2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（専門性資格）」画面でチェックを入れた専門性資格について、資格ごとの在籍人数を入力してください。

なお、人数については、非常勤を含むこととし、常勤換算を行い、小数点以下第1位まで算出して記入してください。複数の資格で従事する場合は、それぞれに記入してください。（別紙1を参照）

※自医療機関に、当該専門性資格を有する医療従事者が在籍していないものについては、「2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（専門性資格）」画面で当該資格にチェックを入れないようお願いいたします。

2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（保有する施設設備）

◇ **保有する施設設備 …【病、診】**

対象の施設設備について、診療報酬上の施設基準の届出の有無に関わらず保有する施設設備を全て選択してください。

集中治療室（ICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
冠状動脈疾患専用集中治療室（CCU）	上記ICUのうち、特に冠疾患専用の部門を有するもの
脳卒中専用集中治療室	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に

(SCU)	規定する脳卒中ケアユニット入院医療管理料に関する施設基準を満たすもの
呼吸器疾患専用集中治療室 (RCU)	上記ICUのうち、特に呼吸器疾患専用の部門を有するもの
小児集中治療室 (PICU)	基本診療料の施設基準等 (平成20年厚生労働省告示第62号) に規定する小児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
新生児集中治療室 (NICU)	基本診療料の施設基準等 (平成20年厚生労働省告示第62号) に規定する新生児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
母体胎児集中治療室 (MFICU)	基本診療料の施設基準等 (平成20年厚生労働省告示第62号) に規定する総合周産期特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
無菌治療室	滅菌水の供給が常時可能であること。室内の空気清浄度がISOクラス7以上であること等の要件を満たすもの

移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置
移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置
据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置
X線CT組合せ型循環器X線診断装置
全身用X線CT診断装置
X線CT組合せ型ポジトロンCT装置
X線CT組合せ型SPECT装置

2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス (保有する施設設備) 詳細

「2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス (保有する施設設備)」画面でチェックを入れた施設設備について、実際に保有している台数及びそのうち照射線量を表示する機能を有するものの台数を入力してください。

なお、選択した施設設備によっては、入力項目が表示されない場合があります。その場合でも登録ボタンをクリックし、入力を完了させてください。

2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス (併設している介護施設)

◇ 併設している介護施設 …【病、診】

医療機関の同一敷地内に併設されている介護施設の有無を選択してください。

なお、介護施設の定義等は以下の表を参照してください

介護老人福祉施設	老人福祉法 (昭和38年法律第133号) に規定する特別養護老人ホーム (入所定員が30人以上であるものに限る。) であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
介護老人保健施設	介護保険法 (平成9年法律第123号) に規定する要介護者 (その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。) に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設
介護医療院	介護保険法 (平成9年法律第123号) に規定する、介護医療院に入所する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所
居宅介護支援事業所	介護保険法 (平成9年法律第123号) に規定する居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居

	<p>宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合には、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行う事業所</p>
介護予防支援事業所	<p>介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者が、指定介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事業所</p>
老人介護支援センター	<p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村等の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設</p>
訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション	<p>居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所</p>
通所介護事業所	<p>居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）事業所</p>
通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所	<p>居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業所</p>
短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所	<p>居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、同法に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所</p>

短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所	居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護医療院等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護医療院等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う事業所
特定施設又は介護予防特定施設	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設（地域密着型特定施設でないもの）であって、入居する要介護者、要支援者に対し、特定施設サービス計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、次の各号のいずれかに該当するものを行う事業所 ①居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。 ②居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
地域密着型通所介護事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、厚生労働省令で定める施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所	居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（認知症）であるものについて、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、同法に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において

	、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム	要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は要支援者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
地域密着型特定施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(介護専用型特定施設)のうち、その入居定員が29人以下であるもの
地域密着型介護老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が二十九人以下であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画(地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容等を定めた計画をいう。)に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
複合型サービス事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを行う事業所
第一号通所事業に係る事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業に係る事業所

2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス(疾患・治療)

◇ 対応することができる疾患・治療内容 …【病、診、歯】

通常の診療で対応可能なすべての項目を選択してください。

記入に当たっては、当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているものを対象とし、公的医療保険による療養等の給付又は公費負担医療に係る給付として実施するものに限り、(ただし、「正常分娩」、「成人の歯科矯正治療」を除きます。)

なお、各領域の「一次診療」とは、一般的な疾病や軽度の外傷などに対する診断・治療を行うもので、健康管理や疾病の予防も含まれます。

● 1) 皮膚・形成外科領域

1 皮膚・形成外科領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
------------------	-----------------------------

2 真菌検査（顕微鏡検査）	
3 皮膚生検	
4 凍結療法	
5 光線療法（紫外線・赤外線・PUVA）	
6 中等症の熱傷の入院治療	
7 顔面外傷の治療	
8 皮膚悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「皮膚悪性腫瘍切除術」を算定しているもの
9 皮膚悪性腫瘍化学療法	
10 良性腫瘍又は母斑その他の切除・縫合手術	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
11 マイクロサージェリーによる遊離組織移植	
12 唇顎口蓋裂手術	医科診療報酬点数表の「顎・口蓋裂形成手術」を算定しているもの
13 アトピー性皮膚炎の治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

●2) 神経・脳血管領域

1 神経・脳血管領域の一次診療	
2 脳波検査	
3 長期継続頭蓋内脳波検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
4 光トポグラフィー	
5 脳磁図	
6 頭蓋内圧持続測定	
7 頸部動脈血栓内膜剥離術	医科診療報酬点数表の「動脈血栓内膜摘出術 2内頸動脈」を算定しているもの
8-1 経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術（終日対応することができるものに限る。）	医科診療報酬点数表の「経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術」を算定しているもの
8-2 上記以外の経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術	医科診療報酬点数表の「経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術」を算定しているもの
9 抗血栓療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
10-1 頭蓋内血腫除去術（終日対応することができるものに限る。）	医科診療報酬点数表の「頭蓋内血腫除去術（開頭して行うもの）」を算定しているもの
10-2 上記以外の頭蓋内血腫除去術	医科診療報酬点数表の「頭蓋内血腫除去術（開頭して行うもの）」を算定しているもの
11-1 脳動脈瘤根治術（被包術、クリッピング）（終日対応することができるものに限る。）	医科診療報酬点数表の「脳動脈瘤被包術」「脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭して行うもの）」「脳動脈瘤頸部クリッピング」を算定しているもの
11-2 上記以外の脳動脈瘤根治術（被包術、クリッピング）	医科診療報酬点数表の「脳動脈瘤被包術」「脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭して行うもの）」「脳動脈瘤頸部クリッピング」を算定しているもの
12 脳動静脈奇形摘出術	医科診療報酬点数表の「脳動静脈奇形摘出術」を算定しているもの
13 脳血管内手術	医科診療報酬点数表の「脳血管内手術」を算定しているもの
14 脳腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「頭蓋内腫瘍摘出術」を算定しているもの
15 脊髄腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「脊髄腫瘍摘出術」を算定しているもの
16 悪性脳腫瘍放射線療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

17 悪性脳腫瘍化学療法	
18 小児脳外科手術	乳児・幼児・学童に対し脳外科的な手術を行ったもの（概数で差し支えない）
19 てんかん手術を含む機能的脳神経手術	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

● 3) 精神科・神経科領域

1 精神科・神経科領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 臨床心理・神経心理検査	
3 精神療法	
4 精神分析療法	
5 心身医学療法	
6 終夜睡眠ポリグラフィー	
7 禁煙指導（ニコチン依存症管理）	
8 思春期のうつ病又は躁うつ病	
9 睡眠障害	
10 摂食障害（拒食症・過食症）	
11 アルコール依存症	
12 薬物依存症	
13 神経症性障害（強迫性障害、不安障害、パニック障害等）	
14 認知症	
15 心的外傷後ストレス障害（PTSD）	
16 発達障害（自閉症、学習障害等）	
17 精神科ショート・ケア	
18 精神科デイ・ケア	
19 精神科ナイト・ケア	
20 精神科デイ・ナイト・ケア	
21 重度認知症患者デイ・ケア	

● 4) 眼領域

1 眼領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 硝子体手術	医科診療報酬点数表の「硝子体注入・吸引術」「硝子体切除術」「硝子体茎頭顕微鏡下離断術」「網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）」又は「増殖性硝子体網膜症手術」を算定しているもの
3 水晶体再建術（白内障手術）	医科診療報酬点数表の「水晶体再建術」を算定しているもの
4 緑内障手術	医科診療報酬点数表の「緑内障手術」を算定しているもの
5 網膜光凝固術（網膜剥離手術）	医科診療報酬点数表の「網膜光凝固術」を算定しているもの

6 斜視手術	医科診療報酬点数表の「斜視手術」を算定しているもの
7 角膜移植術	医科診療報酬点数表の「角膜移植術」を算定しているもの
8 コンタクトレンズ検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
9 小児視力障害診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

● 5) 耳鼻咽喉領域

1 耳鼻咽喉領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 喉頭ファイバースコープ	
3 純音聴力検査	
4 補聴器適合検査	
5 電気味覚検査	
6 小児聴力障害診療	
7 鼓室形成手術	医科診療報酬点数表の「鼓室形成手術」を算定しているもの
8 副鼻腔炎手術	医科診療報酬点数表の「上顎洞根治手術」「鼻内上顎洞根治手術」「鼻内篩骨洞根治手術」「鼻内蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞根治手術」「前頭洞篩骨洞根治手術」「篩骨洞蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞前頭洞根治手術」「前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術」又は、「汎副鼻腔根治手術」を算定しているもの
9 内視鏡下副鼻腔炎手術	上記手術について医科診療報酬点数表の「副鼻腔手術用内視鏡加算」を算定しているもの
10 舌悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「舌悪性腫瘍手術」を算定しているもの
11 舌悪性腫瘍化学療法	医科診療報酬点数表の「咽頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの
12 舌悪性腫瘍放射線療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
13 咽頭悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「咽頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの
14 咽頭悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
15 咽頭悪性腫瘍放射線療法	
16 喉頭悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「喉頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの
17 喉頭悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
18 喉頭悪性腫瘍放射線療法	
19 摂食機能障害の治療	

● 6) 呼吸器領域

1 呼吸器領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 気管支ファイバースコープ	
3 肺悪性腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
4 胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
5 肺悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
6 肺悪性腫瘍放射線療法	
7 在宅持続陽圧呼吸療法（睡眠時無呼吸症候群治療）	
8 在宅酸素療法	

● 7) 消化器系領域

1 消化器系領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 上部消化管内視鏡検査	
3 上部消化管内視鏡的切除術	医科診療報酬点数表の「内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術」を算定しているもの

4 下部消化管内視鏡検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
5 下部消化管内視鏡的切除術	医科診療報酬点数表の「内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術」を算定しているもの
6 虫垂切除術（ただし、乳幼児に係るものを除く。）	医科診療報酬点数表の「虫垂切除術」を算定しているもの（乳幼児に実施したものを除く）
7 食道悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「食道悪性腫瘍手術」又は「食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）」を算定しているもの
8 食道悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
9 食道悪性腫瘍放射線療法	
10 胃悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「胃切除術」又は「胃全摘術」を算定しているもの
11 腹腔鏡下胃悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胃切除術」又は「腹腔鏡下胃全摘術」を算定しているもの
12 胃悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
13 胃悪性腫瘍放射線療法	
14 大腸悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「結腸切除術 3全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術」又は「直腸切除・切断術」を算定しているもの
15 腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下結腸悪性腫瘍手術」「腹腔鏡下直腸切除・切断術」を算定しているもの
16 大腸悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
17 人工肛門の管理	
18 移植用部分小腸採取術（生体）	
19 生体部分小腸移植術	
20 移植用小腸採取術（死体）	
21 同種死体小腸移植術	

●8) 肝・胆道・膵臓領域

1 肝・胆道・膵臓領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 肝生検	
3 肝悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「肝切除術」を算定しているもの
4 肝悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
5 胆道悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「胆管悪性腫瘍手術」を算定しているもの
6 胆道悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
7 開腹による胆石症手術	医科診療報酬点数表の「胆管切開術」「胆嚢切開結石摘出術」「胆管切開結石摘出術（チューブ挿入を含む。）」又は、「胆嚢摘出術」を算定しているもの
8 腹腔鏡下胆石症手術	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胆管切開結石摘出術」又は「腹腔鏡下胆嚢摘出術」を算定しているもの
9 内視鏡的胆道ドレナージ	医科診療報酬点数表の「内視鏡的胆道ステント留置術」を算定しているもの
10 経皮経肝的胆道ドレナージ	医科診療報酬点数表の「胆管外瘻造設術 2 経皮経肝によるもの」「経皮経肝胆管ステント挿入術」又は、「肝内胆管外瘻造設術 2 経皮経肝によるもの」を算定しているもの
11 膵悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「膵体尾部腫瘍切除術」「膵頭部腫瘍切除術」又は、「膵全摘術」を算定しているもの
12 膵悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

13 膵悪性腫瘍放射線療法	
14 体外衝撃波胆石破砕術	医科診療報酬点数表の「体外衝撃波胆石破砕術（一連につき）」を算定しているもの
15 生体肝移植	医科診療報酬点数表の「生体部分肝移植」を算定しているもの

●9) 循環器系領域

1 循環器系領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 ホルター型心電図検査	
3-1 心臓カテーテル法による諸検査（終日対応することができるものに限る。）	
3-2 上記以外の心臓カテーテル法による諸検査	
4 心臓カテーテル法による血管内視鏡検査	
5 冠動脈バイパス術	医科診療報酬点数表の「冠動脈、大動脈バイパス移植術」又は「冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）」を算定しているもの
6 経皮的冠動脈形成術（PTCA）	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈形成術 1 高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの」を算定しているもの
7 経皮的冠動脈血栓吸引術	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈血栓吸引術」を算定しているもの
8 経皮的冠動脈ステント留置術	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈ステント留置術」を算定しているもの
9 弁膜症手術	医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」を算定しているもの
10 開心術	医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」以外の開心術を算定しているもの
11 大動脈瘤手術	科診療報酬点数表の「大動脈瘤切除術」を算定しているもの
12 下肢静脈瘤手術	医科診療報酬点数表の「下肢静脈瘤手術」を算定しているもの
13 ペースメーカー移植術	医科診療報酬点数表の「ペースメーカー移植術」を算定しているもの
14 ペースメーカー管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

●10) 腎・泌尿器系領域

1 腎・泌尿器系領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 膀胱鏡検査	
3 腎生検	
4 血液透析	
5 夜間透析	
6 腹膜透析（CAPD）	
7 体外衝撃波腎・尿路結石破砕術	医科診療報酬点数表の「体外衝撃波腎・尿管結石破砕術（一連につき）」を算定しているもの
8 腎悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「腎（尿管）悪性腫瘍手術」を算定しているもの
9 腎悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
10 膀胱悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「膀胱悪性腫瘍手術」を算定しているもの
11 膀胱悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
12 前立腺悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
13 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの

手術	るもの
14 前立腺悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
15 前立腺悪性腫瘍放射線療法	
16 生体腎移植	医科診療報酬点数表の「生体腎移植術」を算定しているもの
17 尿失禁の治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

●11) 産科領域

1 産科領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 正常分娩	診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可
3 選択帝王切開術	医科診療報酬点数表の「帝王切開術 2選択帝王切開」を算定しているもの
4 緊急帝王切開術	医科診療報酬点数表の「帝王切開術 1緊急帝王切開」を算定しているもの
5 卵管形成手術	医科診療報酬点数表の「卵管形成手術（卵管・卵巣移植、卵管架橋等）」を算定しているもの
6 卵管鏡下卵管形成術	医科診療報酬点数表の「卵管鏡下卵管形成術」を算定しているもの
7 ハイリスク妊産婦共同管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
8 ハイリスク妊産婦連携指導	
9 乳腺炎重症化予防ケア・指導	

●12) 婦人科領域

1 婦人科領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 更年期障害治療	
3 子宮筋腫摘出術	医科診療報酬点数表の「子宮筋腫摘出（核出）術」を算定しているもの
4 腹腔鏡下子宮筋腫摘出術	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術」を算定しているもの
5 子宮悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「子宮悪性腫瘍手術」を算定しているもの
6 子宮悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
7 子宮悪性腫瘍放射線療法	
8 卵巣悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）」を算定しているもの
9 卵巣悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
10 卵巣悪性腫瘍放射線療法	

●13) 乳腺領域

1 乳腺領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 乳腺悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「乳腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
3 乳腺悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
4 乳腺悪性腫瘍放射線療法	

●14) 内分泌・代謝・栄養領域

1 内分泌・代謝・栄養領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 内分泌機能検査	
3 インスリン療法	
4 糖尿病患者教育（食事療	

法、運動療法、自己血糖測定)	
5 糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導	
6 甲状腺腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）」又は「甲状腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
7 甲状腺悪性腫瘍化学療法	
8 甲状腺悪性腫瘍放射線療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
9 副腎悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「副腎悪性腫瘍手術」を算定しているもの
10 副腎腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「副腎腫瘍摘出術」を算定しているもの

●15) 血液・免疫系領域

1 血液・免疫系領域の一次診療	
2 骨髄生検	
3 リンパ節生検	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
4 造血器腫瘍遺伝子検査	
5 白血病化学療法	
6 白血病放射線療法	
7 骨髄移植	医科診療報酬点数表の「骨髄移植」を算定しているもの
8 臍帯血移植	医科診療報酬点数表の「臍帯血移植」を算定しているもの
9 リンパ組織悪性腫瘍化学療法	
10 リンパ組織悪性腫瘍放射線療法	
11 血液凝固異常の診断及び治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
12 エイズ診療	
13 アレルギーの減感作療法	

●16) 筋・骨格系及び外傷領域

1 筋・骨格系及び外傷領域の一次診療	
2 関節鏡検査	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
3 手の外科手術	
4 アキレス腱断裂手術（筋・腱手術）	医科診療報酬点数表の「アキレス腱断裂手術」を算定しているもの
5 骨折観血的手術	医科診療報酬点数表の「骨折観血的手術」を算定しているもの
6 人工股関節置換術（関節手術）	医科診療報酬点数表の「人工関節置換術 肩、股、膝」を股関節について算定しているもの（概数で差し支えない）
7 人工膝関節置換術（関節手術）	医科診療報酬点数表の「人工関節置換術 肩、股、膝」を膝関節について算定しているもの（概数で差し支えない） c
8 脊椎手術	医科診療報酬点数表の「椎弓切除術」「内視鏡下椎弓切除術」「椎弓形成術」「黄色靭帯骨化症手術」「脊椎、骨盤腫瘍切除術」「脊椎、骨盤悪性腫瘍手術」「脊椎披裂手術」「脊椎骨切り術」「脊椎固定術」「脊椎側彎症手術」「内視鏡下脊椎固定術（胸椎又は腰椎前方固定）」又は、「体外式脊椎固定術」を算定しているもの
9 椎間板摘出術	医科診療報酬点数表の「椎間板摘出術」を算定しているもの

10 椎間板ヘルニアに対する内視鏡下椎間板摘出術	医科診療報酬点数表の「内視鏡下椎間板摘出（切除）術」を算定しているもの
11 軟部悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術」を算定しているもの
12 軟部悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
13 骨悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「骨悪性腫瘍手術」を算定しているもの
14 骨悪性腫瘍化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
15 小児整形外科手術	乳児・幼児・学童に対して整形外科的な手術を行ったもの（概数で差し支えない）
16 義肢装具の作成及び評価	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

●17) リハビリ領域

1 視能訓練	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 摂食機能療法	
3 心大血管疾患リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「心大血管疾患リハビリテーション料」を算定しているもの
4 脳血管疾患等リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「脳血管疾患等リハビリテーション料」を算定しているもの
5 廃用症候群リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「廃用症候群リハビリテーション料」を算定しているもの
6 運動器リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「運動器リハビリテーション料」を算定しているもの
7 呼吸器リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「呼吸器リハビリテーション料」を算定しているもの
8 難病患者リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「難病患者リハビリテーション料」を算定しているもの
9 障害児リハビリテーション又は障害者リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「障害児（者）リハビリテーション料」を算定しているもの
10 がん患者リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「がん患者リハビリテーション料」を算定しているもの
11 認知症患者リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「認知症患者リハビリテーション料」を算定しているもの

●18) 小児領域

1 小児領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 小児循環器疾患	
3 小児呼吸器疾患	
4 小児腎疾患	
5 小児神経疾患	
6 小児アレルギー疾患	
7 小児自己免疫疾患	
8 小児糖尿病	
9 小児内分泌疾患	
10 小児先天性代謝疾患	
11 小児血液疾患	
12 小児悪性腫瘍	
13 小児外科手術	乳児・幼児・学童に対し外科的な手術を行ったもの（概数で差し支えない）

	ない)
14 小児の脳炎又は髄膜炎	乳児・幼児・学童の脳炎や髄膜炎の加療を行ったもの（概数で差し支えない）
15 小児の腸重積	医科診療報酬点数表の「腸重積症整復術」を算定し、「乳幼児加算」を加算しているもの
16 乳幼児の育児相談	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
17 夜尿症の治療	
18 小児食物アレルギー負荷検査	

●19) 麻酔領域

1 麻酔科標榜医による麻酔（麻酔管理）	医科診療報酬点数表の「麻酔管理料」を算定しているもの
2 全身麻酔	医科診療報酬点数表の「マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔」を算定しているもの
3 硬膜外麻酔	医科診療報酬点数表の「硬膜外麻酔」を算定しているもの
4 脊椎麻酔	医科診療報酬点数表の「脊椎麻酔」を算定しているもの
5 神経ブロック	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
6 硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続注入	医科診療報酬点数表の「硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入（1日につき）（チューブ挿入当日を除く。）」を算定しているもの

●20) 緩和ケア領域

1 医療用麻薬によるがん疼痛治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 緩和的放射線療法	
3 がんに伴う精神症状のケア	

●21) 放射線治療領域

1 体外照射	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 ガンマナイフによる定位放射線治療	医科診療報酬点数表の「ガンマナイフによる定位放射線治療」を算定しているもの
3 直線加速器による定位放射線治療	医科診療報酬点数表の「直線加速器による定位放射線治療」を算定しているもの
4 粒子線治療	医科診療報酬点数表の「粒子線治療」を算定しているもの
5 密封小線源照射	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
6 術中照射	

●22) 画像診断

1 画像診断管理（専ら画像診断を担当する医師による読影）	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 遠隔画像診断	
3 CT撮影	医科診療報酬点数表の「コンピューター断層撮影（一連につき）1 CT撮影」を算定しているもの
4 MRI撮影	医科診療報酬点数表の「磁気共鳴コンピューター断層撮影（一連につき）」を算定しているもの
5 マンモグラフィー検査（	医科診療報酬点数表の「撮影 4 乳房撮影（一連につき）」を算定し

乳房撮影)	ているもの
6 ポジトロン断層撮影 (PET)、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影	医科診療報酬点数表の「ポジトロン断層撮影」「ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 (一連につき)」又は「ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影 (一連につき)」を算定しているもの

●23) 病理診断

1 病理診断 (専ら病理診断を担当する医師による診断)	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 病理迅速検査	

●24) 歯科領域

1 歯科領域の一次診療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 成人の歯科矯正治療	診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可
3 唇顎口蓋裂の歯科矯正治療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
4 顎変形症の歯科矯正治療	
5 著しく歯科診療が困難な者 (障害者等) の歯科治療	
6 摂食機能障害の治療	

●25) 歯科口腔外科領域

1 埋伏歯抜歯	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 顎関節症治療	
3 顎変形症治療	
4 顎骨骨折治療	
5 口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症又は外傷の治療	
6 口腔領域の腫瘍の治療	
7 唇顎口蓋裂治療	

●26) その他

1 漢方薬の処方	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
2 鍼灸治療	医師の指示の下、当該行為が提供されているもの
3 外来における化学療法	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
4 在宅における看取り	医科診療報酬点数表の「在宅患者訪問診療料 (1日につき)」の「在宅ターミナルケア加算」を算定しているもの
5 一般不妊治療	科診療報酬点数表の「一般不妊治療管理料」又は「人工授精」を算定しているもの。
6 生殖補助医療	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの

2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス (疾患・治療) 詳細

「2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス (疾患・治療)」画面でチェックを入れた治療について、前年度実施件数報告対象が「対象」となっているものは、前年度 (4月1日から3月31日) の実施件数を記入してください。(なお、リハビリ領域については、取り扱った実患者数を記入してください。)

なお、「対象」と「対象外」はシステムが自動的に設定しますので、「対象外」となっている場合

はそのまま登録してください。

2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（専門外来の有無及び内容）

◇ 専門外来の有無及び内容 …【病、診、歯】

専門外来がある場合、専門外来ごとに名称を記入してください。

2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（専門外来の有無及び内容）詳細

◇ 専門外来の有無及び内容 …【病、診、歯】

● 専門外来 予約の必要性

専門外来を受診する場合に予約の要否を選択してください。

● 専門外来を実施している曜日

「2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（専門外来の有無及び内容）」で記入をした専門外来ごとに、予約の要否、実施している曜日、受付時間（24時間表記とし、時間帯が分かれる場合は2つまで記入できます。）及び必要に応じて特記事項を記入してください。

2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）

◇ 健康診査及び健康相談の実施（1）健康診査・健康相談の実施 …（病、診、歯）

健康診査・健康相談について、実施しているものをすべて選択してください。

検査・検診の詳細については、以下の表を参照してください。

就職のための健康診断	労働者を雇い入れた際に事業者が義務付けられる健康診断。
腸内細菌検査 （調理・保育従事者用等）	調理・保育に従事する方向けに、食中毒や感染症予防のために義務付けられている定期的な腸内細菌（検便）検査。
事業所特殊健診 （有機溶剤）	有機溶媒業務に従事する方向けに実施される特殊健診。（有機溶媒中毒予防規則第29条に規定）
事業所特殊健診 （電離放射線）	放射線業務に従事し管理区域に立ち入る方向けに実施される特殊健診。（電離放射線障害防止規則第56条に規定）
事業所特殊健診（鉛）	鉛業務に従事する方向けに実施される特殊健診。（鉛中毒予防規則第53条）
事業所特殊健診（じん肺）	粉じん作業に従事または従事した方向けに実施される特殊健診。（じん肺法第3条、第7～第9条の2）
事業所特殊健診 （石綿（アスベスト））	石綿等を取り扱う、または試験研究のため製造する業務や、その周辺で石綿の粉じんを発生する場所における業務に常時従事する、もしくはしたことがある方向けに実施される特殊健診。
事業所特殊健診 （高気圧業務）	高圧業務または潜水業務に従事する方向けに実施される特殊健診。
事業所特殊健診 （特定化学物質）	特定化学物質を取り扱う方向けに実施される特殊健診。（特定化学物質等障害予防規則第39条）
事業所特殊健診（VDT作業）	パーソナルコンピュータ等情報機器を使用して行う作業に従事する方向けに実施される特殊健診。
事業所特殊健診（腰痛）	重量物取扱い作業、介護作業など腰部に著しい負担のかかる作業に乗じ従事する方向けに実施される特殊健診。
事業所特殊健診（騒音）	等価騒音レベルが85db以上になる可能性が大きい作業場の業務に従事する方向けに実施される特殊健診。
事業所特殊健診（振動）	手持ち振動工具を用いる業務に従事する方向けに実施される特殊健診。
事業所特殊健診 （歯科 酸蝕症等）	塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・フッ化水素・黄リンなど、歯またはその支持組織に有害な化学物質のガス・蒸気または粉じんを発生する場所における業務に従事する方向けに実施される特殊健診。

2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）詳細

◇ 健康診査及び健康相談の実施 (1) 健康診査・健康相談の実施 …【病、診、歯】

2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）で選択した診査・相談ごとに、予約の要否、実施している曜日、受付時間（24時間表記とし、時間帯が分かれる場合は2つまで記入できます。）及び必要に応じて特記事項を記入してください。

2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）人間ドック

◇ 健康診査及び健康相談の実施 (2) 人間ドックの検査可能項目 …【病、診】

人間ドックで検査可能な項目を全て選択してください。

2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる予防接種）

◇ 対応することができる予防接種 …【病、診、歯】

対応可能な予防接種を全て選択してください。

2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる予防接種）詳細

◇ 対応することができる予防接種 …【病、診、歯】

「2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる予防接種）」で選択した予防接種ごとに、予約の要否、実施している曜日、受付時間（24時間表記とし、時間帯が分かれる場合は2つまで記入できます。）及び必要に応じて特記事項を記入してください。

2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる在宅医療）

◇ 対応することができる在宅医療 ①在宅医療 …【病、診、歯】

在宅医療の対応の可否について、選択してください。

なお、「1 往診（終日対応することができるものに限る。）」とは、24時間の往診が可能な場合に選択し、24時間の往診ができない場合には「2 上記以外の往診」を選択してください。

◇ 対応することができる在宅医療 ②在宅療養指導 …【病、診、歯】

在宅療養指導の対応の可否について、選択してください。

◇ 対応することができる在宅医療 ③診療内容 …【病、診、歯】

診療内容の対応の可否について、選択してください。

◇ 対応することができる在宅医療 ④他施設との連携 …【病、診、歯】

在宅医療に関する他病院との連携の可否について、選択してください。

病院	常時、病院と共同して在宅医療を実施している場合
診療所	常時、診療所と共同して在宅医療を実施している場合
訪問看護ステーション	常時、訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合
居宅介護支援事業所	常時、居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合
薬局	常時、薬局と共同して在宅医療を実施している場合

3. 医療の実績、結果に関する事項

3. 医療の実績、結果に関する事項

◇ 看護師の配置状況 …【病、診】

報告指定日現在の病床種別ごとの看護師の実質配置の状況を計算して記入してください。

なお、看護師及び准看護師数については、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」（別紙1を参照）に基づき常勤換算した数により算出してください。

◇ 法令上の義務以外の医療安全対策 (1) 医療安全についての相談窓口の設置の有無 …【病、診、

歯、助】

病院内に常設される患者相談窓口を設置し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制の有無を選択してください。

◇ 法令上の義務以外の医療安全対策（２）医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別 …【病、診、歯、助】

院内における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行う者（医療安全管理者）の配置の有無を選択してください。

また、医療安全管理者を配置している場合、専任（専従）の状況について選択してください。

◇ 法令上の義務以外の医療安全対策（３）医療安全管理部門の設置 …【病】

専任の医療に係る安全管理を行う者及びその他必要な職員で構成され、医療に係る安全管理のための委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の安全管理を行う部門の設置状況について、選択してください。

また、設置「有り」の場合、医療安全管理部門の構成員として配置している職種について、項目ごとに設置の有無を選択してください。

◇ 法令上の義務以外の医療安全対策（４）医療事故情報収集等事業への参加 …【病】

医療法施行規則に基づく事故等分析事業（事故等事案に関する情報又は資料を収集・分析し、その他事故等事案に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業）への参加状況について該当するコードを記入してください。

◇ 法令上の義務以外の医療安全対策 医療事故調査制度に関する研修 …【病、診、歯、助】

医療事故調査・支援センター又は医療事故調査支援団体等連絡協議会が実施する研修（当該センターから委託されて実施されるものを含む。）の病院管理者の受講状況について、選択してください。

◇ 法令上の義務以外の医療安全対策 他の病院又は診療所についての医療安全対策に関する評価の実施及び当該医療機関についての医療安全対策に関する他の病院又は診療所からの評価の受審の有無 …【病】

他の病院又は診療所についての医療安全対策に関する評価の実施及び当該医療機関についての医療安全対策に関する他の病院又は診療所からの評価の実施状況について該当するコードを記入してください。

◇ 法令上の義務以外の院内感染対策（１）院内感染対策担当者の配置 …【病】

当該病院における院内感染対策を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院における職員の院内感染対策に関する意識の向上や指導等の業務を行う者の配置状況について、該当するコードを記入してください。

また、院内感染対策担当者を配置している場合、専任（専従）の状況について該当するコードを記入してください。

◇ 法令上の義務以外の院内感染対策（２）院内感染対策部門の設置 …【病】

専任の院内感染対策を行う者及びその他必要な職員で構成され、院内感染対策のための委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の院内感染対策を行う部門の設置状況について、該当するコードを記入してください。

また、設置「有り」の場合、医療安全管理部門の構成員として配置している職種について、項目ごとに該当するコードを記入してください。

◇ 法令上の義務以外の院内感染対策（３）厚生労働省院内感染対策サーベイランス（JANIS）へ

の参加の有無 …【病、診】

JANIS と比較し、自施設での多剤耐性菌の分離や多剤耐性菌による感染症の発生が特に他施設に比べて頻繁となっていないかを把握するなど、自施設における院内感染対策に JANIS を活用している場合は参加「1：有り」のコードを記入してください。

◇ 法令上の義務以外の院内感染対策 …【歯】

歯科点数表第1章基本診療料第1部初・再診料第1節初診料の注1に規定する施設基準に対応する診療報酬点数が算定されている院内感染対策の実施の有無を選択してください。

◇ 入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無 …【病】

入院診療計画を策定するにあたり、院内において患者の治療の状況に応じた部門間等の連携体制の有無を選択してください。

◇ 診療情報管理体制

● オーダリングシステム及び ICD コードの導入 …【病】

オーダリングシステム及び ICD コードの導入の有無について選択してください。

● 電子カルテシステムの導入 …【診】

電子カルテシステムを導入していない場合は「0」を、導入している場合は「1」を記入してください。

● 専任の診療記録を管理する者の配置 …【病】

専任の診療記録を管理する者の配置の有無を選択してください。また、配置している場合にはその人数を記入してください。

◇ 情報開示に関する窓口の有無 …【病、診、歯】

患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制の確保のための、情報開示の手続等を行う常設窓口の院内への設置の有無を選択してください。

窓口の有無が「有り」の場合、診療録開示請求の際の料金について記入してください。

◇ 症例検討体制 …【病】

院内において定期的を実施している臨床病理検討会（CPC）と予後不良症例に関する検討を行う体制（M&M）について、ない場合は「0」を、ある場合は「1」をそれぞれ記入してください。

◇ 治療結果情報 …【病、診】

● 治療結果に関する分析の有無

死亡率、再入院率など、院内における患者に対する治療結果に関する分析の有無を選択してください。

● 分析結果提供の有無

治療結果に関する分析結果について、患者の求めに応じて提供したり、年報やインターネット上で提供の有無を選択してください。

◇ 患者数 …【病、診、歯】

前年度(4月～翌年3月)の1日平均の患者数を算出の上、その人数を記入してください。計算結果については、いずれも小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで記入してください。

● 前年度1日平均患者数（病床ごと入院患者数） …【病、診】

病床種別（一般病床、療養病床、精神病床、結核病床、感染症病床）ごとに入院患者の1日平均患者数を記入してください。

1日の平均患者数は、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日（365日）で除した数で計算してください。

● **前年度1日平均患者数（外来患者数） …【病、診、歯】**

外来患者数の1日平均患者数を記入してください。

1日の平均患者数は、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を暦日（実診療日数）で除した数で計算してください。

なお、外来患者数には在宅患者数は含めないでください。

● **前年度1日平均患者数（在宅患者数） …【病、診】**

在宅患者の1日平均患者数を記入してください。

1日の平均患者数は、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の在宅患者延数を実在宅診療日数で除した数で計算してください。

◇ **平均在院日数 …【病、診】**

前年度の平均在院日数を病床種別（一般病床、療養病床、精神病床、結核病床、感染症病床）ごとに記入してください。

療養病床以外：
$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

療養病床：
$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の病床から移された患者数} + \text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の病床に移された患者数})}$$

※「年間新入院患者数」には「前年度から継続して入院している患者数」を含めません。（そのため、計算結果として365日を超える場合もありますが、指標値としては、それだけ長期の入院患者が多いということになります。）

◇ **分娩取扱数 …【助】**

前年度の分娩件数を記入してください。

◇ **患者満足度の調査 …【病、診、歯、助】**

患者に行う病院に対するアンケート調査等の実施有無を選択してください。

また、実施している場合、アンケート調査等の結果を、患者の求めに応じて提供の有無を選択してください。

※「助産所」は、「妊産婦等満足度調査」になります。

◇ **公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無 …【病、診、助】**

診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する医療機関において、公益財団法人日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度の加入の有無を選択してください。

産科医療補償制度に加入していない場合、又は診療科目に産婦人科、産科又は婦人科を有しない医療機関は「無し」を選択してください。

◇ **医療の評価機関による認定の有無 …【病】**

各項目について認定の有無を選択してください。

3. 医療の実績、結果に関する事項（病院・診療所・歯科診療所・助産所の人員配置）

◇ **医療機関の人員配置 …【病、診、歯、助】**

報告日現在で自医療機関に属する医療従事者の職種を全て選択してください。

なお、「その他医療従事者」は、国家資格の保有の有無を問わず、事務職員を含めます。

3. 医療の実績、結果に関する事項（病院・診療所・歯科診療所・助産所の人員配置）詳細

◇ 医療機関の人員配置 …【病、診、歯、助】

報告日時点の医療従事者数を常勤・非常勤ごとに記入してください。

常勤者及び非常勤者の数については、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」（別紙1を参照）に基づき常勤換算した数を記入してください。

なお、担当している業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務に計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上してください。

4. その他

4. 難病

◇ 対応可能な指定難病 …【病、診】

指定難病に対する「対応可能な」の定義について、当該医療機関で難病の診断まで行える場合「対応可能」と回答ください。

診断のみでその後のフォローはできず、「対応可能」とすると、期待外れにつながる懸念があると医療機関が判断する場合は、念のため外来特記事項等に詳細（経過観察、フォローはできない等）を自由記載ください。

(別紙 1)

「常勤医師等の取扱いについて」

(医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱別紙より抜粋)

1 一日平均患者数の計算における診療日数

(1) 入院患者数

- ア 通常の年は、365日である。
- イ 病院に休止した期間がある場合は、その期間を除く。

(2) 外来患者数

- ア 実外来診療日数（各科別の年間の外来診療日数で除すのではなく、病院の実外来診療日数で除すこと。）
- イ 土曜・日曜日なども通常の外来診療体制をとっている場合は、当該診療日数に加える。
- ウ 病院に定期的な休診日がある場合は、その日数を除く。
- エ 土曜・日曜日など通常の外来診療体制をとっていない場合で、救急の輪番制などで臨時に患者を診察する場合は、診療日数には加えない。

2 標準数の算定に当たっての特例

算定期間内に病床数の増減があった病院については、医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査の直近 3 ヶ月の患者数で算定するものとする。

ただし、変更後 3 ヶ月を経過していない場合は、通常のとおりする。

※ 医療法施行規則は、前年度平均としているが、医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査の目的から、検査日以降の診療体制についても担保する必要があるための特例措置である。

3 常勤の定義と長期休暇者の扱い

(1) 常勤医師とは、原則として病院で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者をいう。

- ア 病院で定めた医師の勤務時間は、就業規則などで確認すること。
- イ 通常の休暇、出張、外勤などであっても、全てを勤務する医師に該当するのは当然である。

(2) 病院で定めた医師等の 1 週間の勤務時間が 3 2 時間未満の場合は、3 2 時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。

(3) 検査日現在で、当該病院に勤務していない者で、長期にわたって勤務していない者(3 ヶ月を超える者。予定者を含む。)については、理由の如何を問わず医師等の算定には加えない。

ただし、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号、以下「労働基準法」という。）で取得が認められている産前・産後休業(産前 6 週間・産後 8 週間・計 14 週間)を取得している者については、長期にわたって勤務しない者には該当しない取扱いとする。

なお、当該医師が労働基準法で定める期間以上に産前・産後休業を取得する場合には、取得する(予定を含む。)休業期間から労働基準法で取得が認められている産前・産後休業の期間を除いた期間が 3 ヶ月を超えるとときに長期にわたって勤務していない者に該当するものとする。

4 非常勤医師の常勤換算

(1) 原則として、非常勤医師については、1 週間の当該病院の医師の通常勤務時間により換算して計算するものとする。ただし、1 週間の当該病院の医師の通常勤務時間が 3 2 時間未満と定められている場合は、換算する分母は 3 2 時間とする。

なお、非常勤医師の勤務時間が 1 週間サイクルでない場合は、所要の調整を行うこと。

[例]

通常勤務時間が 40 時間と規定されている病院で、1 ヶ月に第 2・4 月曜日で合計 16 時間勤務する者
 $16 \text{ 時間} (1 \text{ ヶ月あたり}) \div 4 \text{ 週間} (1 \text{ ヶ月あたり}) = 4 \text{ 時間} (1 \text{ 週間あたり})$
 $4 \text{ 時間} (1 \text{ 週間あたり}) \div 40 \text{ 時間} (1 \text{ 週間あたり}) = \underline{0.1} \text{ 人} (1 \text{ 週間あたり})$

(2) 当直にあたる非常勤医師についての換算する分母は、病院で定めた医師等の 1 週間の勤務時間の 2 倍とする。

ア 当直医師とは、外来診療を行っていない時間帯に入院患者の病状の急変等に対処するために病院内に拘束され待機している医師をいう。

イ オンコールなど(病院外に出ることを前提としているもの)であっても、呼び出されることが常態化している場合であって、そのことを証明する書類(出勤簿等)が病院で整理されている場合は、

その勤務時間を換算する。

ウ 病院で定めた医師の1週間の勤務時間が32時間未満の場合、当該病院の当直時の常勤換算する分母は64時間とする。

- (3) 当直医師の換算後の数は、そのまま医師数に計上すること。
- (4) 病院によっては、夕方から翌日の外来診療開始時間までの間で、交代制勤務などにより通常と同様の診療体制をとっている場合（一定部署を含む。例：夜間の外来診療や救命救急センターなど）もあるが、その時間にその体制に加わって勤務する非常勤医師の換算は、(1)と同様の扱いとする。

5 医師数を算定する場合の端数処理

医療法第25条第1項に基づく立入検査における病院の医師の員数を算定する際の端数の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 病院に置くべき医師の員数の標準の算定に当たっては、端数が生じる場合には、そのまま算定する。

〔例〕 一般病床で患者数106人の場合

$$\text{算定式} \quad (106 - 52) \div 16 + 3 = 6.375 \text{人}$$

- (2) 病院における医師の員数の算定に当たっては、端数が生じる場合には、そのまま算定する。
- (3) (2)において非常勤医師が複数いる場合には、非常勤医師全員の1週間の勤務時間を積み上げた上で、当該病院の医師の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。

その際、1週間の勤務時間が当該病院の医師の通常の勤務時間を超える非常勤医師がある場合には、その者は当該病院の医師の通常の勤務時間を勤務しているものとして計算するものとする。

また、非常勤医師の勤務時間が1ヶ月単位で定められている場合には、1ヶ月の勤務時間を4で除して得た数を1週間の勤務時間として換算するものとする。

〔例〕 常勤医師 … 5人(週36時間勤務)

非常勤医師 … (週36時間勤務により常勤換算)

A医師 … 週5.5時間 B医師 … 週8時間

C医師 … 週16時間 D医師 … 週20時間

$A + B + C + D = 49.5$ 時間

$49.5 \text{時間} \div 36 \text{時間} = 1.375 \text{人}$

合計(実人員) : 5人 + 1.375人 = 6.375人

6 医師以外の医療従事者を算定する場合の端数処理

- (1) 準用

医師以外の従業者の標準数等の算定に当たっては、上記1、2、3(1)(2)(3)本文及び4を準用する。

なお、常勤換算に当たっては、通常の勤務か当直勤務かにより取扱いが異なっている。例えば、看護師などで三交代制等の場合の夜勤の常勤換算の分母は、病院で定めた1週間の勤務時間となるが、当直の場合の常勤換算の分母は、病院で定めた1週間の勤務時間の2倍となる。

- (2) 従業者数を算定する場合の端数処理

医療法第25条第1項に基づく立入検査においてその員数を算定する際の端数の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 標準数は、個々の計算過程において小数点第2位を切り捨て、最終計算結果の小数点第1位を切り上げ、整数とする。

イ 従事者数については、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位までとする。

ウ 非常勤の他の従事者数が複数いる場合、上記換算する際の端数処理は、個人ごとに行うのではなく非常勤の他の従業者全員の換算後の数値を積み上げた後に行うこと。

ただし、1人の従業者について換算後の数値が1を超える場合は、1とする。

〔例〕 A : 0.04…、B : 0.19…、C : 1.05 ⇒ 1

$$A + B + C = 1.23… \Rightarrow \underline{1.2}$$